



平成 28 年 7 月 8 日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 6 月 20 日付 28 主税シ第 237 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（情報連携）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（情報連携）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する税務総合支援システム（以下「当該システム」という。）は、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、外部記録媒体によるデータ出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。

また、当該事務に係る情報連携及び庁内連携（以下「情報連携等」という。）の実施は、当該システムと連携サーバーとの間のデータ授受を外部記録媒体によって行う予定であり、媒体上に記録されるデータは、当該システム及び連携サーバーそれぞれの端末から出力する際に自動的に暗号化されることから、適切な安全管理措置が図られていると認められる。

今後も引き続き、外部記録媒体及び暗号化に用いる鍵について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に応じ、個人番号にアクセスできない権限を設定するといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 規程遵守の徹底について

当該事務に係る取扱規程や情報連携等に係る使用簿といった様式等が適切に整備されていることを確認した。

平成29年7月の情報連携等開始後は、これらの規程等を遵守し、情報連携等に係る安全管理の徹底に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成28年6月20日	諮問
平成28年6月20日から同月22日まで	本評価書案概要説明・審議 (第16回特定個人情報保護評価部会)
平成28年6月30日	審議(第17回特定個人情報保護評価部会)
平成28年7月8日	「地方税の賦課事務(情報連携)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏